

総務省は1月、地方公営企業の経営基盤強化への取り組み状況を明らかにした。それによると、公の施設の管理を民間事業者などに行わせる指定管理者制度を導入している地方公営企業は77事業あった。導入を検討している事業は680事業にのぼる。公営企業型の地方独立行政法人化を検討中の88事業のうち38は水道事業だという。

また、1500の末端水道事業のうち何らかのアウトソーシング（外部委託）を実施しているのは都道府県・政令市で100%、市町村でも98%に達していることも分かった。中でも水質試験・検査業務、検針・浄水施設の点検・保守、汚泥・排水処理、配水施設の点検・保守、水道メータの維持管理の委託率は90%を超えている。浄水場の運転管理業務の委託率も70%に迫る。改正水道法による包括委託はまだ少ないが、

徐々に委託の範囲を広げていく方向がうかがわれる。

厚生労働省の水道

ビジョンの中でも第三者委託は、「新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択」を実現していくうえで重要な手段とされ、第三者委託の導入が合理的であると評価される事業全てにおいて委託を実施する一との目標が設定されている。

いう。このような入札価格で果たして安全と安心を確保できるのだろうか。

費用削減の手段ではない

総務省は今後とも「民間で可能なものは民間に」との指導を強めていく方針で、技術者不足を背景に水道事業における管理業務の外部委託は増え続けることは確実だ。

しかし、ここに至り気になることがある。入札での異常なまでの安値落札が続いていることだ。予定価格を極端に下回る例もあると

委託側が、アウトソーシングを行うことでコスト削減のメリットを期待するのは分かる。しかし水道事業が必要者の健康や安全に直結したものであることを踏まえれば、コスト削減を優先しすぎることには問題がある。浄水場の場合には水質基準を遵守することや危機管理体制が万全

であることが大前提となるのは当然だ。一般入札のような価格のみの評価で受託者を選定する方法は馴染まない。委託先は公募プロポーザル方式や、技術審査を行ってから入札をする条件付一般競争入札などの方式で選定すべきだ。

水道ビジョンの中でも第三者委託は費用削減のための手段ではなく、水道事業の運営基盤を強化するための方策として位置づけられている。

これまで委託の効果としては、「浄水場の運転管理は職員の経験で行っていたが、委託後はIT化により誰でも客観的に操作状況が把握でき、設備の計画的なメンテナンスができるようになった」「危機管理にも迅速に対応できる体制が整った」などプラスの声を聞く。その一方で、「3年間で人件費が25%削減できる」「職員の宿直業務を廃止し、経費が削減できた」など、コスト削減の効果を強調する声も聞かれる。

重ねて強調したいのは、第三者委託の目的は技術上の業務を信頼できる者に委託し、適正に業務を実施できるようにすることであり、費用削減の手段ではないということだ。需要者へのサービス向上と、関連業界の育成も視野に入れた委託スキームが求められる。異常な安値落札には歯止めをかけなければならない。技術者確保や安定的な運営管理を担保するため、管理の単年度契約を複数年に移行することも積極的に進めらるべきだろう。

第三者委託